

廃棄物海洋投入処分許可申請書		熊建 第 5154 号 2025 年 1 月 9 日
環境大臣 浅尾 慶一郎 殿		
申請者 住 所 三重県津市広明町 13 氏 名 三重県知事 一見 勝之 (法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)		
第 10 条の 6 第 1 項 船 舶 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 18 条の 2 第 1 項 の規定により、 海洋施設 からの 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：鵜殿港における水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙－1 のとおり)	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処 分に関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 153,320 m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 15,000 m ³ 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 15,000 m ³ 2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日 20,000 m ³ 2028 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日 20,000 m ³ 2029 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日 83,320 m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 9 月 22 日環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域内の、以下の点を中心にした半径 1km の海域 北緯 33° 41' 30" 東経 137° 16' 30" (詳細は別紙－2 のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 9 月 22 日環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施し、航行中に排出しない。 (詳細は別紙－3 のとおり)
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙－4 のとおり
	監視の頻度	別紙－4 のとおり
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		